

東京都化学物質適正管理指針 改正説明会

令和3年2月12日
東京都環境局環境改善部
化学物質対策課

説明内容及び対応する資料

- 資料は、環境局HP「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」（災害対策HP)に掲載されています。
- 全体像については、「**水害による化学物質の流出を防ぎましょう（リーフレット）**」をご覧ください。
- リーフレット及び「工場・マイタイムライン」もご覧いただきながら、本説明をご覧いただくと、よりわかりやすいと思います。

説明内容及び対応する資料

1. 指針改正の目的及び概要

- 水害による化学物質の流出を防ぎましょう(リーフレット)

2. 指針で求める水害対策の具体的な進め方

水害対策マニュアルを読むに当たっての解説です。

- 化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル
第1章～第3章、第5章

3. 化学物質管理方法書の作成提出

管理方法書の作成義務がある方向けの内容です。

- 化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル
第4章

【参考】指針改正の具体的な内容

根拠条文を理解したい方向けの内容です。

- 東京都化学物質適正管理指針（新旧対照表）

最重点事項（まとめ）

- 都は、水害等による化学物質の流出を防ぐために指針を改正しました。
- 指針改正では、化学物質を取り扱う事業者が取り組むべき事項を追加しました。令和3年4月1日に施行されます。
- 水害対策マニュアルを参考に、できることから流出防止対策に取り組んでいただけてますようお願いいたします。
- 化学物質管理方法書の作成提出義務がある方は、令和3年6月末までに変更後の管理方法書を提出してください。

1. 指針改正の目的及び概要

背景

- 都は、化学物質の適正管理を目的として、環境確保条例に基づき、化学物質適正管理指針を策定し、事業者が適正に管理するために必要な措置を規定
- 近年、大型台風などに伴う水害等により、工場等からの化学物質の流出等事故が頻発
- 国は昨年度、水害等による水質事故時の措置や毒劇物の保管管理等に関する通知を発出し、危険物施設の風水害対策ガイドラインを発表

目的

- 都内でも水害のおそれが高い地域がある
- 現行指針の事故等に関する規定には、地震時の対応は盛り込まれているが、水害等にも対応できるように指針の改正が必要

**指針改正により、
化学物質を取り扱う事業者の
水害への備えを促進**

今回の改正概要

- ① 事業所が所在する地域のハザードマップを参照し被害想定を確認する
- ② 事業所内への浸水や化学物質の流出の防止に必要な対策を実施するとともに、水害等に耐える設備等の整備に努める
- ③ 平時、水害等の発災直前直後や事故処理時の対応を整理した防災行動計画を定める
- ④ 化学物質の名称及び有害性についてタンク等に表示する

- 施行は令和3年4月1日

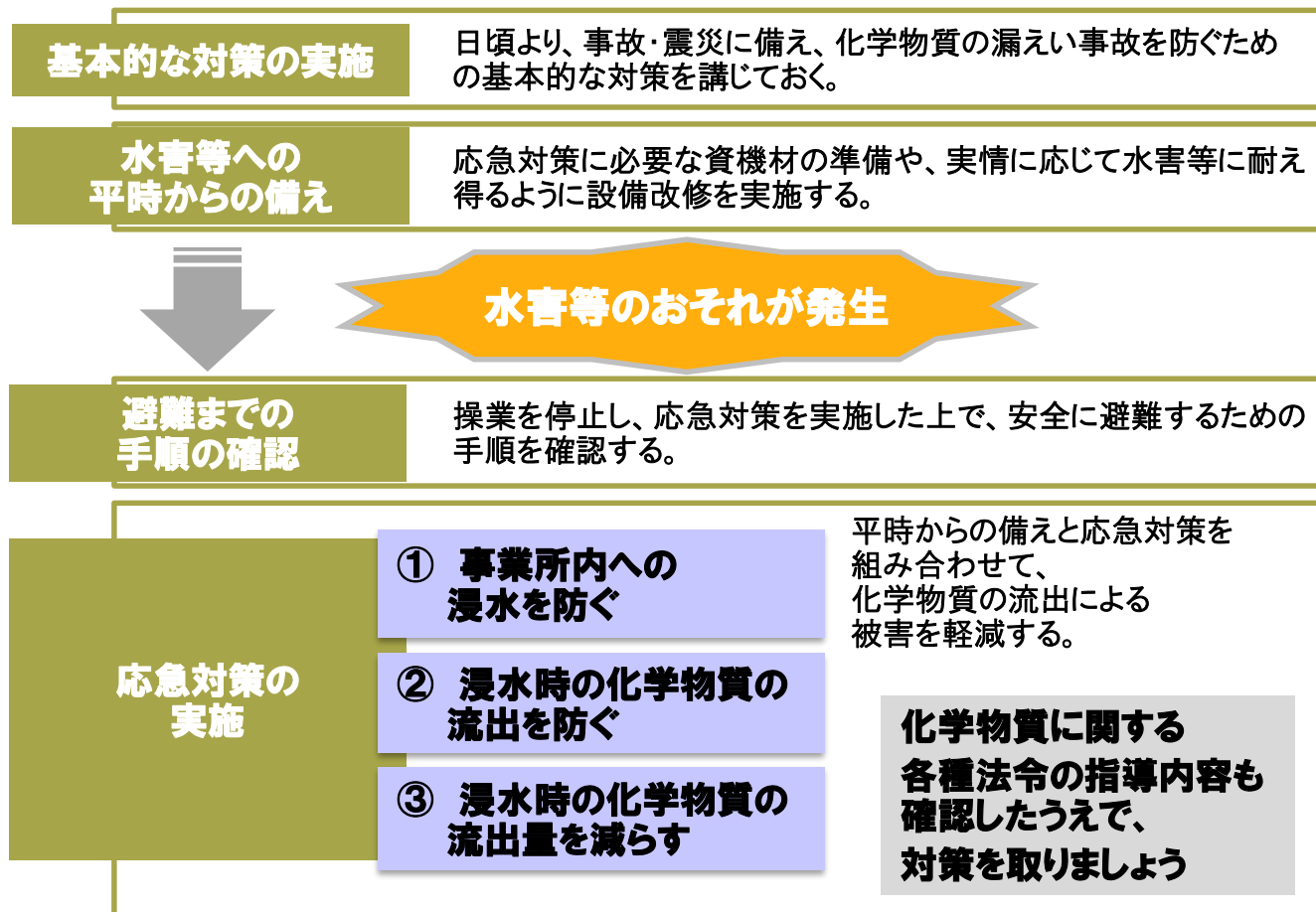
2. 指針で求める水害対策の 具体的な進め方

基本的なフロー①

- ハザードマップの確認 (リーフレットp.1)
↓ 被害想定に応じて
浸水・流出防止の対策 (リーフレットp.2-3)
(基本的なフロー②へ)
↓
防災行動計画 (タイムライン) を整備
(リーフレットp.4、工場・マイタイムライン)
(基本的なフロー③へ)
- 容器への表示 (リーフレットp.3)
(被害想定がない場合でも実施)

基本的なフロー②

● 浸水・流出防止の対策（リーフレットp.2-3）



水害対策マニュアルを参考に
具体的な対策を検討

基本的なフロー③

- 防災行動計画の整備
(リーフレットp.4、工場・マイタイムライン)

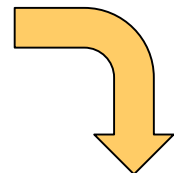
工場・マイタイムライン(簡易版防災行動計画のひな形)

本紙に記入、コピー、HPからダウンロード等、ご活用ください

【タイムライン作成の準備】
平時、水害等のおそれが高まってきた場合の応急対策、天候回復時に行うべきことを洗い出します。
【タイムライン作成にあたっての準備例】
(「危険物施設の風水害対策ガイドライン(総務省消防庁)」のチェックリストを参考に、東京都環境局で作成)

	タイムライン構成要素(骨子)	検討すること(例)
対策の目標		<ul style="list-style-type: none"> 被害想定 過去の水害の記録 被害の回避か、軽減か
平時からの備え	<input type="checkbox"/> 計画等の策定(判断基準、実施手順、社内規定等) <input type="checkbox"/> 対策の準備(資材確保、設備改修等) <input type="checkbox"/> 保管容器等への表示 <input type="checkbox"/> 訓練等の実施(社内、地域)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の規定等との関連 経費 組織体制 備えの進行管理
応急対策	<input type="checkbox"/> 防災情報収集 <input type="checkbox"/> 従業員等の安全確保 <input type="checkbox"/> 浸水防止(土のう、止水板等) <input type="checkbox"/> 流出・逆流防止(弁閉鎖、フタ閉め、固定等) <input type="checkbox"/> 薬品の移動(高所、水密性のある部屋・容器内等) <input type="checkbox"/> 操業停止 <input type="checkbox"/> 関係機関への事前情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策開始から避難完了までの時間の目安 備えの状況に応じた応急対策の実施可能範囲 マニュアルの整備状況 求められる作業習熟度 提供すべき情報の整理
(事故発生時)	<input type="checkbox"/> 消防機関への通報 <input type="checkbox"/> 流出物の回収 <input type="checkbox"/> 行政機関への通報	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生を把握・速やかに対応するための体制
天候回復時の点検・復旧	<input type="checkbox"/> 点検・補修 <input type="checkbox"/> 臨時保管施設等の安全対策 <input type="checkbox"/> 電気設備の健全性確認	<ul style="list-style-type: none"> 濁水・汚泥下の作業における注意 仮保管時の法令取扱の確認

【タイムライン作成】
(2ページ・4ページ)実施可能な対策を、平時からの備え、洪水等の発生直前の応急対策、発災後の対応(点検・復旧)に時系列で整理します。また、流出事故が生じた場合の処理については、一般的な事故、震災によるものと同じ点・違う点を検討し、整理します。
(3ページ)「応急対策」については、防災情報のレベルに応じた対策の段取りを詳細に検討します。



水害対策マニュアルを参考に
具体的に計画を策定

計画の様式は自由
(工場・マイタイムラインの活用など)

【水害等への防災行動計画】事業所名

対策の目標	実施する事業所名	実施する場所	実施する時期
浸水防止	〇〇株式会社	〇〇工場	〇〇年〇〇月

【応急対策タイムライン】事業所名

発生状況	1	2	3	4	5
人員	大規模災害発生時	大規模災害発生時	大規模災害発生時	大規模災害発生時	大規模災害発生時
流出物の回収	流出物の回収	流出物の回収	流出物の回収	流出物の回収	流出物の回収

【本事業所への防災行動計画】事業所名

対策の目標	実施する事業所名	実施する場所	実施する時期
浸水防止	〇〇株式会社	〇〇工場	〇〇年〇〇月

水害対策マニュアルについて

- 化学物質を取り扱う事業者向けに、平時からの備えや水害等発生前後における対応策をとりまとめたもの。
- 具体的な水害対策については、日々の業務に忙しい事業者の皆様でも取り組めるよう、設備投資等を要する「ハード的な対策」よりも、比較的取り組みやすい「ソフト的な対策」を中心にとりまとめた。

- 指針で求める水害対策について、リーフレットよりも詳細に情報が必要な方は、マニュアルを参考に取り組んでください。

水害対策マニュアルの構成

- 第1章 水害等による被害の想定
- 第2章 水害対策の例
- 第3章 タイムラインの作成
- 第4章 化学物質管理方法書への反映
（「3. 化学物質管理方法書の作成提出」で
解説）
- 第5章 関連情報
- 参考資料

第1章 水害等による被害の想定

水害等による被害を想定するための基本的な情報を紹介・解説

- 水害等の分類・用語
- ハザードマップ
- 過去の災害事例
- 水害等の際に特に気を付けるべき化学物質の危険有害性

第2章 水害対策の例

平時から実施しておくことで減災につながる対策や、化学物質の流出防止に有効と考えられる応急対策の例を紹介

- 国の公表した次の資料を参考に、「化学物質の流出防止」の観点から対策例をピックアップし作成
 - 危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会報告書（総務省消防庁）
 - 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（国土交通省）
 - 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン（国土交通省）
- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」（東京都環境局）の対策も再掲

第2章 水害対策の例

- 取組の分類ごとに「ACTION」として整理
ACTION2.1～2.16
- 異なるレベルの取組をそれぞれ紹介
 - 管理運営的なもの
 - 比較的取り組みやすいもの
 - 設備改修を伴うもの
- ACTIONごとに、事業所の実情に応じて取捨選択
- マニュアルの取組はあくまでも一例
⇒掲載された対策例を参考に、実情に応じた取組を！

第3章 タイムラインの作成

タイムライン（防災行動計画）の考え方や
参考資料、主な作成ツールを紹介

- 参考資料、主な作成ツール
 - － 「危険物施設の風水害対策ガイドライン」チェックリスト
 - － 「工場・マイタイムライン」
 - － 「東京マイ・タイムライン」
デジタル版「作ろう！マイ・タイムライン」
- B C P（事業継続計画）
- 具体的な「工場・マイタイムライン」の作成手順、
記入例については、第4章で解説

第4章 化学物質管理方法書への反映

指針改正の内容、水害等への備えを管理方法書に追記する際のポイントを解説

- 管理方法書の作成担当者向けの内容を集約
 - 4.1 ハザードマップの確認
 - 4.2 タイムライン構成要素の確認
 - 4.3 現時点で実施可能な対策の書き出し
 - 4.4 タイムライン（防災行動計画）の作成
 - 4.5 タンク・容器への表示
 - 4.6 教育訓練計画の作成
 - 4.7 作成した管理方法書の提出（対象者のみ）
 - 4.8 中長期的な対策の検討・実施
- 追記する事項の記入例を掲載

第5章 関連情報

水害等への備え、水害等が発生した場合に役立つサイトのリンク（QRコード）集

参考資料

改正後の指針全文
化学物質管理方法書様式
参考文献

3. 化学物質管理方法書の 作成提出

化学物質管理方法書とは

- 指針に基づき化学物質を適正に管理するための方法を記載
- 作成義務⇒適正管理化学物質取扱事業者
- 提出義務（条例施行規則第52条に規定）
⇒うち、従業員数が21人以上の事業所
- 内容に変更があった場合は遅滞なく提出
- 提出先は区市環境所管課（町村は多摩環境事務所）

条例第111条 適正管理化学物質取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、事業所ごとに化学物質を適正に管理するための方法書（以下「化学物質管理方法書」という。）を作成しなければならない。

2 適正管理化学物質取扱事業者のうち規則で定める規模以上の事業所を設置するものは、事業所ごとに化学物質管理方法書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に提出しなければならない。

管理方法書の変更・提出履歴の確認方法

- 条例施行（平成13年10月）
⇒この時点での作成・提出の履歴を確認
- 平成25年に震災対策の取組を指針に追記
⇒平成26年4月～6月末頃に、震災対策の取組を追記した管理方法書の作成・提出の履歴を確認
（従前より震災対策を記載していた場合は変更していないケースあり）
- 管理方法書は変更の都度新たに提出が必要
⇒多いのは管理組織図の変更（組織改正）
その他、製造工程の変更、取扱物質の変更などの
タイミングでの作成・提出の履歴を確認

管理方法書の変更の必要性の判断

- 今回の改正で追加された内容について、既に管理方法書に記載されている場合
⇒ 指針改正を理由に管理方法書を変更する必要なし
(それ以外の変更点があれば、対応が必要)
- 他法令の規定等で、水害に係る防災計画を行政機関に作成・提出している場合 (消防法の予防規程等)
⇒ 他法令で提出済みでも、管理方法書の変更は必要
(防災計画の該当部分の写しを添付する、管理方法書の中で防災計画を関連付けする、など)

容器等への表示に係る管理方法書の取扱い (水害対策マニュアル4.5の補足)

- 容器等に表示する内容の概要について、記載例を参考に、管理方法書に追記する
⇒防災行動計画と併せて提出
- 水害等の被害想定のない事業所についても、タンク・容器への名称と有害性の表示は必要
⇒管理方法書への追記は必要
(変更後の管理方法書の提出については、他の事項に変更が生じたときでも差し支えない)

管理方法書の提出時期

(水害対策マニュアル4.7及び4.8の補足)

- 管理方法書の提出義務者は、条例第110条に基づく「適正管理化学物質の使用量等報告書」の提出義務あり
- 今回の改正に伴う管理方法書の変更については、届出者・行政双方の負担軽減の観点から、「適正管理化学物質の使用量等報告書」（令和2年度分）の報告と併せて提出することを原則とする
- 期限は令和3年4月1日から6月30日まで
- この期限までに対応が間に合わない対策（設備改修や組織作りなど）については、この時点で管理方法書に詳細を記載する必要はありません。（「検討中」等と記載）
 - ⇒提出時点で未実施の対策であっても、詳細及び実施時期が決まっている内容は、記載して差し支えありません。
 - ⇒新たな対策を追加で実施した場合には、そのタイミングで改めて管理方法書を変更し、提出ください。

水害対策マニュアル参考資料（p.52-53）の補足

- 化学物質管理方法書の様式を掲載
- 様式かがみ、別紙の記入方法について補足をページ下部に記載

p.52〔本紙の記入に当たっては、東京都環境局HP「化学物質適正管理（条例）」の「条例届出の手引き」を参照してください〕

p.53〔前回提出した管理方法書を確認し、水害対策に関する内容を加筆する以外に変更点がない場合は、「事故時等の対応」の各欄に「変更内容は別紙〇〇のとおり、それ以外は〇年〇月〇日（前回提出時）提出したものから変更なし」等として、加筆内容に関する部分のみ（工場・マイタイムラインなど）を提出することもできます。その他の各欄についても、同様に「〇年〇月〇日（前回提出時）提出したものから変更なし」としてください。〕

- 様式は、「DX推進に向けた5つのレス徹底方針」に基づき、はんこレスとなる予定（令和3年3月中）
なお、現行の押印欄のある様式も引き続き使用可能
- 「条例届出の手引き」についても、はんこレスに係る改正を踏まえた改訂版を作成、公開する予定

指針改正に伴う 化学物質管理方法書の変更（ポイント）

- 防災行動計画（タイムライン）の様式は自由です。既に水害に対応した予防規程等を策定している場合は、写しの添付で代用できます。
- （中小事業者向け）「工場・マイタイムライン」p.2-p.4に必要事項を記入し、管理方法書に添付することで、今回の指針改正に対応することができます。
- （中小事業者向け）管理方法書を再提出する場合は、スライド27を参考に様式及び別紙に必要事項を記入し、各欄記入後の「工場・マイタイムライン」を添付することで、対応できます。

最重点事項（まとめ・再掲）

1. 都は、水害等による化学物質の流出を防ぐために指針を改正しました。
2. 指針改正では、化学物質を取り扱う事業者が取り組むべき事項を追加しました。令和3年4月1日に施行されます。
3. 水害対策マニュアルを参考に、できることから流出防止対策に取り組んでいただけますようお願いいたします。
4. 化学物質管理方法書の作成提出義務がある方は、令和3年6月末までに変更後の管理方法書を提出してください。

今後とも、東京都の化学物質対策への御協力を
よろしくお願いいたします。

【参考】 指針改正の具体的な内容

指針の位置づけ

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
(環境確保条例) 第108条に基づき規定

条例第108条 知事は、放射性物質を除く元素及び化合物(以下「化学物質」という。)を取り扱う事業者による化学物質の管理の適正化、環境への排出の抑制、有害性の少ない代替物質への転換及び事故の防止(以下「化学物質の適正管理」という。)等の確保を図るため、当該事業者が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等を示した指針(以下「化学物質適正管理指針」という。)を定め、公表するものとする。

2 化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その事業所における化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第一項に規定する排出量及び移動量(以下「使用量等」という。)を把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

指針の対象者

1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第108条第1項の規定に基づき、化学物質を取り扱う事業者(以下「事業者」という。)が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等について定めることを目的とする。

- 条例108条に規定する「化学物質」は、放射性物質を除くありとあらゆる化学物質
- 「事業者」も、条例の「工場・指定作業場」といった枠組みに限らず、ありとあらゆる事業者を指す
- 条例第110条の規定による「適正管理化学物質取扱事業者」には、指針に基づく適正管理を確実に実施いただくため、適正管理化学物質の使用量等報告や、化学物質管理方法書の作成を義務付けている

今回の改正範囲

3 (4) 事故時等の対応

ア 事故・災害の防止対策

イ 事故処理マニュアルの整備

ウ 化学物質の貯蔵施設の容量等の把握

- 上記改正に伴い、取組の見直しが必要な範囲
 - ・ 3 (5) 管理組織図
 - ・ 3 (6) 従業員への教育及び訓練の実施
- 施行は令和3年4月1日

改正部分の解説【3 ア（ア）】

（ア）事業所の所在地が属する地域のハザードマップ（水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一条第一号の規定により区市町村の長が提供する図面①をいう。）その他の災害想定区域図②を参照し、浸水、土砂流入等の被害想定を確認する。

リーフレットp1「ハザードマップの確認」に該当

- ① 各事業者が所在する区市町村が住民向けに周知しているハザードマップ（浸水、土砂災害）
⇒これに基づき、対策に取り組むこと
- ② 国や東京都が河川ごとに作成している浸水想定区域図など
⇒①に反映されるまでタイムラグがある。より確実な被害想定を確認したい場合は、これらを参照すること

改正部分の解説【3 ア（イ）】

（イ）（ア）により確認した被害想定に応じて①、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について必要な対策を実施②するとともに、浸水、土砂流入、強風等（以下「水害等」という。）③に耐える設備等の整備に努める④。

リーフレットp2～3「浸水・流出防止の対策」が該当

- ① ハザードマップで浸水、土砂災害等の被害想定がない場合は、特段、対策は求めない
- ② リーフレットp2～3の「取り組みやすい対策例【積極的に実施】」のレベル。事業者が実情に応じて取り組めるものを実施
- ③ 指針においては強風等の風害も対象
- ④ リーフレットp2～3の「設備改修による対策例【実施を検討】」のレベル。必須ではないものの実情に応じて検討する。（努力義務）

改正部分の解説【3 ア(キ) (ク)】

(キ) 保管容器、保管棚等については、結束バンドによる容器同士の連結、容器同士がぶつからないための仕切りの設置、落下防止柵の設置等の方法①により保管容器の移動、破損、落下及び流失②を防止するとともに、受け皿を設けること等により内容物である化学物質の流出③を防止する。

(ク) 保管棚、設備等については、床又は壁に固定する等の方法①により転倒及び流失②を防止する。

リーフレットp2～3「浸水・流出防止の対策」が該当

- ① 平成25年に震災対策として規定したもの。今回、水害対策としての意味合いを追加
- ② 事業所内への浸水により、化学物質が入った容器・棚・設備そのものが流れ去ってしまうこと（後述3 ウに関連）
- ③ 化学物質そのもの（容器等の中身である液体や固体）が流れ出ること

改正部分の解説【3 イ】

事業者は、事故・災害が発生した場合の環境汚染の拡大を防止するとともに、地震・水害等による被害を回避し、又は低減するため①、次に掲げる事項について事故・災害の内容を想定して定めたマニュアル（以下「事故処理マニュアル」という。）を整備するものとする。

（ア）～（カ）略

（キ）平時、水害等の発災直前及び発災直後並びに事故処理時の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画②（水害等による被害に備え、減災の観点①から、（ア）から（カ）までの事項を踏まえて作成する。）

リーフレットp4「タイムライン（防災行動計画）の整備」及び工場・マイタイムラインが該当

- ① 防災行動計画の対象は「水害等」であることを明示
- ② 発災直前の応急対策だけでなく、平時からの備えが重要

改正部分の解説【3 ウ】

事業者は、事業所内に設置している化学物質を貯蔵するタンク又は容器の種類及び容量を把握し、その内容を事業所内の見やすい場所に表示するとともに、タンク又は容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示^②するものとする。

リーフレットp3「保管容器等への表示」が該当

- ① 前述の「流失」してしまった場合に、タンク・容器内の化学物質が分からないまま取扱われ、被害が生じることを防ぐため、中身やその有害性をわかるようにしておくことが目的